

令和２年度長岡京市障がい者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

1. 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づく「障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定めることによって、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市の全ての機関とする。

4. 障がい者就労施設等の範囲

本方針の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障がい福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業（基準該当事業を含む）に限る。）
- エ 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- オ 法施行令（平成２５年政令第２２号）第１条第１号に規定する事業所（特例子会社）
- カ 法施行令（平成２５年政令第２２号）第１条第２号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- キ 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ク 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）
- ケ 物品等の調達に関して障がい者就労施設等にあっせんし又は仲介する等の業務を行う共同受注窓口（特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター等）

5. 調達目標

令和2年度調達実績額が令和元年度実績額を超えることを目標とする。

【参考】 令和元年度実績見込額：4,643,247円（令和2年1月31日現在）

6. 対象品目

本市における調達を推進する物品等は次のとおりとする。

- (1) 物品 食料品・飲料（パン、菓子、コーヒー等）、小物雑貨（身の回り品、木製品、おもちゃ、花苗等）、その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務 印刷（ポスター、チラシ等）、清掃、飲食店等の運営、その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

7. 物品等の調達の推進方法

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障がい者就労施設等が提供可能な物品等の内容等、その調達の推進のために必要な情報を提供する。

(2) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に際しては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障がい者就労施設等からの調達の可能性について十分に検討するよう努める。

(3) 随意契約による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。

8. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは公表する。
- (2) 調達実績について、年度終了後、その概要を公表する。

9. その他

障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、ほっこりんぐ事業（市役所南棟1階ロビーで物品等の販売を行う「おいでよ♪ほっこりんぐ」や本市が関わるイベントでの模擬店販売を行う「おでかけ@ほっこりんぐ」、本市及び各関係機関から物品又は役務の委託を受ける「おまかせ!!ほっこりんぐ」）を実施することで、市民等に対する周知啓発に努める。

また、法の対象ではないが、市が事務局を担う各種団体に対しても、市を通して働きかけることで、広い意味での目的達成の一助とする。